九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

幕末期肥前多久地方における炭坑労働者の一考察（一）

秀村，選三
九州大学経済学部

https://doi.org/10.15017/13554

出版情報：エネルギー史研究 ： 石炭を中心として. 2, pp.1-4, 1973-12-10. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

幕末期肥前多久領における炭坑労働者の一考察（一）

秀村選三

肥前佐賀藩の多久領[1]では、古くから各地で石炭の採掘が行われていた。『多久の歴史』によれば横柴折・葉示坂・土橋山・古賀山・椛島村芦潟等で採掘されたと見えるが、『筑豊石炭礦業史年表』編集の際に見た多久家文書[2]の天保元年以降の「御屋形日記」・「刑罰帳」・「御手当帳」・「御小物成所控」等によっても、別府山・高木川内・狩谷山・北方山・焼米・大副山・志久村清水谷等で石炭が採掘されていたことを知る。天保以前についても前記の史料には散見されるので、いつまで遡れるものか今後なお研究を続ける必要があるとおもう。

明治六年一月の調査では旧多久領では次の如く石炭坑があった。小城郡多久町村一、小侍村十一、多久原村四、杵島郡大崎村一、志久村二[3]

ともかく幕末期には、多久領の各地で規模はきわめて小さいとはいえ石炭の採掘が行われており、また多久領の北部に隣りする肥前唐津藩領東松浦郡でも各地に簇出していて、それらとの関係も密接になっていたようである。[4]

かかる初期の炭坑における労働者の実態は史料にあらわれることが少く、なかなか把握しがたい。しかし、何らかの事件が生じたときに、それに関する記録の中にかいまみることができる。以下、多久家文書の中から若干の史料を摘出してうかがうこととする。もっとも坑内労働者（いわゆる掘子）か坑外の運搬労働者かその史料だけでは区別のつかぬものが多いが、広い意味で一応初期の労働者と見なされるものについて、史料を引用しつつ考察する。

(1) 天保九年二月十一日焼米村において傷害致死、犯人逃亡の事件がおこった。『日記　天保九戌正月ヨリ同閏四月迄』の中に

「三月十四日　晴

一、焼米村石炭山変事之一件杠弥太夫より内密聞取候次第、江原平次衛、多久之方僉議候事、」

「（三月）十七日　日和吉

一、焼米村石炭山変事一件、左之通請役所、扨又当番御目附方書付指出候事、

口達

此方御領焼米村ヨリ石炭山何方之者歟及怪我いたし候末、相果候風聞有之候付、何レ之次第ニ而候哉、其筋承合候所、去月十一日横辺田郷下小田村和三郎と豊前国新吉と申者、口論之末和三郎頬に新吉鶴嘴を打懸即座致気絶候ニ付、其場罷在候一類之者共致介抱候得共、段々瘡ヶ差募、去月廿日相果候、右一件ニ付、一類其外遂熟談、其場ハ無事ニ相

済候由、左候而新吉義ハ縄ヲ懸置候処、何者歟竊ニ縄ヲ解候ニ付、逃去候由相聞へ、惣節不容易事柄ニ而、早速其義可達出候所、いつれ之訳ニ而不申達候哉、其懸リ村役ニ承調書候処、焼米村之儀極〻零落ニ付、一両年於村中為介抱、石炭掘方相願候処、他方之者入込不申、疎之義ニ無之候半（ハ半ヾ）、可指免申付、何レモ得其意罷在、去年迄年限相満、当年より今又願■（黒抹）候含に御座候半、別断他方之者入込悪事致出来候付而ハ其儀達出候半々、右願之筋ニも可指構、莵角内済ニ而相済為申義ニ付而ハ、其段申達ニ相及間敷と差控罷在候由、申出候趣、在所より申越候、此段御達仕候、以上、

戌三月十七日

御名内　川浪瀬左衛門

田中半右衛門　殿

井手　善太夫　殿

中嶋　承兵衛　殿

御当番

御目附　様

此一紙ハ口達ノ二字ヲ除ク

かく多久より請役所と当番御目附方へ報告されたものであるが、右によれば焼米村の石炭採掘は村方の零落を救うために免許されたもので、他方の者が入り込まぬことを条件としていたにもかかわらず（多久領内の横辺田の者はともかくとして）豊前の者まで入り込んでいたこと、今後も採掘願を続けるため事件を内済にしていたことなどを知るのである。豊前の者の流入、逃亡は注意すべきことで、かく転々と流動している掘子がいたことは筑豊の方でも所謂旅日雇の掘子を指摘できるのである。

(2) 天保十四年には多久領高木川内村――ここでも石炭採掘が行われていた――の者が唐津領の笹原の石炭山へ日雇に行っていた史料がある。『刑罰帳』（天保八年ヨリ嘉永二年迄）に

「　申　渡

高木川内村　八　十　次　郎

其方儀、無手数ニ而唐津御料笹原村罷越、日雇ニ相部リ、其親方源蔵娘しづ炭山ニ参リ候を、知音之者ニ付留置、竊ニ佐嘉表連越、御領外之者を数日滞留仕、密通ハ不仕哉ニ申出儀ニ候得共、其儀も不分明、剰先年博奕方ニ御用相懸リ候砌、逃隠罷在候上、今度御捕ニ而被相調子候処、其節博奕仕候段、有躰申出候、前方ヨリ背御太法致博奕候而毎々蒙御異見候得共、不相改、終ニ及再々犯、旁誠ニ以不奉恐上、言語同断不届至極者ニ候、依之二ヶ年徒罪被仰付もの也、

天保十四年卯十二月廿三日　」

このように手続をとらずとも高木川内から笹原へ、笹原から佐賀へと移動し、しかも他領の娘を連れ越すなど、すでに領境がかかる炭坑労働者にとっては余り障壁になっていなかったことを知るのである。しかしながら他方では組合の者は以前からの博奕などと共に連帯責任を問われ次の如く科銀を課せられたのであった。

「　申　渡

高木川内村

八十次郎組合

平　吉

伊　助

惣次郎

治太郎

其方共儀組合八十次郎儀・他領之者を連レ逃去リ、数日不罷在、何分之御難題相懸候儀も難計、加之先年博奕方ニ御用相懸リ候処、逃隠不罷在を其儘差置、今度御捕ニ而被相調子候処、其節博奕仕候儀、有躰申出候、惣而ハ前方ヨリ毎々蒙御手当候得共、于今不相改、最早及再々犯、言語道断不届者ニ候処、為組合手ゞ不行届段次第ニ不調法ニ候、依之科銀壱枚ツ、被相懸者也

天保十四年卯十二月廿四日　」

(3)

前述の如く高木川内には石炭山が開かれていたが、北部に隣する唐津領浪瀬村にも石炭山があり、山中の高木川内と異なり往還筋で格別難渋しないので、運送方の者が高木川内から浪瀬の方へ吸引され、高木川内では石炭の積出しに困難を生じたらしい。嘉永元年十月に多久原村弥平・十蔵（次掲(4)の史料で元方＝山元であることが分る）は、領内の者が唐津領浪瀬へ出ないよう規制を願い出て、多久領としても諸村庄屋へ唐津炭運送方へ出向かないように達したのであった。「御小物成所控」（嘉永元年九月ヨリ同二年八月迄）には

「　（十月）晦日

一、多久原村弥平・十蔵ゟ左之通相願候ニ付、筋々相達候処、願之通被差免候事、

乍恐奉願口上覚

我々儀、去々午年ゟ高木川内におゐて石炭山被差免、御蔭ニ相続仕、難有奉存候、然処当春比ヨリ右石炭運送之牛馬漸々手寡ク相成、到近来候而ハ下シ方必止と差支候付、何レ之訳ニ御坐候哉、段々承合候処、唐津浪瀬山ニおゐて同様炭山相立候由御坐候処、右者我々山床とは相違、専往還筋ニ而道勝手宜、老人童べ迄も格別難渋不仕場所ニ付、抜々右之筋罷出候哉ニ相聞、惣而我々炭山之儀者運送方之手当第一之事ニ御坐候処ゟ是迄道作り雑用ゟも差出置候処、前断之通ニ而ハ何分掘出候而も無詮事ト相成、自然と相衰候義眼前之義ニ而、誠以当惑千万之参懸ニ御坐候、依之近頃恐多難奉願御坐候得共、右運送方として御領内之者彼方不罷出通、御手当被成下候道ハ有御坐間敷哉、伏而奉願上候、於然ハ御蔭ニ打廻取続可申、猶又難有奉存候条、宜被為遂御御評（ママ）儀被下度、此段深重奉願上候、以上

申十月　　十　蔵

弥　平

御山方

御産物方

御役所

前断筋々相替候付、諸村庄屋共へ唐津炭運送方不仕通相達候事」

石炭山にとって掘り出した炭の運送はきわめて重要なことであるから、多久領でも当然唐津領へ運送方が流出するのをとどめようとしたらしい。ともかく、かかる規制を課しない限り炭坑の掘子・運送方は当時の社会でさえ、既に相当流動性の強いものであったとおもわれる。

(4) 嘉永三年には高木川内の石炭山にて炭掘渡世に筑前領の者が多くきており、その中の者が病死したことがあった。『御手当帳』（嘉永三戌九月より）には次の如く見える。

「　　仰　渡

相浦武兵衛組足軽
井　上　弥　平
瀬田八左衛門組足軽
中　嶋　十　蔵

其方共儀、高木川内石炭山元方相部り罷在候所、右炭掘渡世として多筑前領之者参居、旧臘ニ而も候哉、不斗病気ニ而相果候、付而ハ其向昇取候様可取斗社当然之処、無其儀、松浦郡笹原村懸り御境目近所へ掘埋置候故、事六ヶ敷成り立、奉懸御厄害、元方として取斗方不行届、甚大形之至ニ候、依之何レモ被成御呵もの也、

嘉永四年亥四月三日　　」

多くの筑前の者が流入していたことを示す良い史料である。前掲(1)の豊前の者の流入の史料と共に評価すべきであろう。

註

(1) 近世後期における多久領は小城郡多久郷（二十九ケ村）、杵嶋郡北方郷（六ケ村）、そのほか佐嘉郡に数ケ村あり。石炭の採掘されたのは多久郷の東北地域と北方郷であった。

(2) 多久領の領主多久家の文書で多久市立図書館に寄贈せられ、同館より多久家文書目録第一～第四集が刊行されている。

(3) 『官省進達』明治六年自十一月至十二月（佐賀県立図書館所蔵）。

(4) 明治十四年『鑛山沿革調』（佐賀県立図書館写本）でも、なお規模はきわめて小さい。

（未完）